

空家等対策啓発状況について

■ 庁内連携 配布・啓発状況

(1) 相談窓口リーフレット

- ・市 環境政策課窓口
- ・市 ホームページ
- ・協定団体（東久留米市商工会）
- ・駅前にポスター掲示
- ・市 広報への掲載
- ・東久留米市自治会長宛に郵送にて送付
- ・各地域センター、地域包括支援センター
- ・イトーヨーカドーの掲示版
- ・市ホームページ「空家等に関する相談窓口のご案内」



(2) 啓発チラシ（作成中） ※ 資料2-1 参照

「空き家の予防」などについて、市内・市外・所有者・所有者家族など広く啓発を目的として作成。ごみの処分についての相談も多くあるため、掲載予定。

- ・配布先 上記箇所
- ・配布方法 庁内連携等も含めて検討中

■ 他課通知に記載されている空き家に関する案内の修正・追記について

① 令和4年度 固定資産税・都市計画税のお知らせ(令和5年度発送より)

<現在>

***特定空家等の敷地の固定資産税・都市計画税は約4倍になります。**

空家等対策の推進に関する特別措置法により、空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、所有者は適切な管理に努める義務があります。不適切な管理の空家等として特定空家等に指定され、勧告された場合、その敷地の住宅用地の固定資産税・都市計画税に対する課税標準額の減額の特例が、原則、適用外になり、約4倍になります。

(特定空家等の指定と措置) ※特定空家等の指定と措置は、市環境政策課が取り扱っています。

調査→特定空家等に指定→助言・指導→勧告(住宅用地特例の適用対象外)→命令→行政代執行

<修正案>

***空き家を適切に管理せず放置していると、敷地の固定資産税・都市計画税は約4倍になります。**

不適切な管理の空家等として、市が「特定空家等」に認定し勧告した場合、その敷地の住宅用地の固定資産税・都市計画税に対する課税標準額の減額の特例が適用外になり、税が約4倍になります。「特定空家等」の認定について詳しくは、市環境政策課まで。

***「空き家」のどうしよう?を相談できる窓口があります。**

市では専門的なアドバイスを無料で受けられるよう、相談窓口を設置しております。相続などの法律や手続き、不動産、建物、敷地境界、融資などの金銭面、維持管理など、まずは市環境政策課までご相談ください。

② 葬祭費支給決定通知書 ※資料2-2参照

令和4年4月より通知の裏面に記載

■ その他

(1) 空き家セミナー

- 令和3年度
- ・令和3年9月5日開催予定が緊急事態宣言期間であったため中止
 - ・令和4年1月29日開催。参加者：セミナー13名、個別相談会11組

◇ 空き家セミナー・個別相談会 『空き家に関わるお金の話～将来、損しないために～』

日 時： 令和4年1月29日(土)午後

場 所： 市民プラザホール

実施団体： NPO法人空家・空地管理センター(東久留米市共催)

参加費： 無 料